

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和 4年 9月 1日 至 令和 5年 8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 中田内科
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市桜馬場1丁目2番25号
- (3) 設立認可年月日 平成 8年 9月19日
- (4) 設立登記年月日 平成 8年 9月25日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	・ 許可病床数
診療所	医療法人中田内科	長崎県長崎市桜馬場1丁目2番25号	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)  
 該当なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)  
 該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和 4年10月 5日 令和3年度決算の決定
- 令和 5年 8月31日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定
- ” 令和5年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 中田内科  
 所在地 長崎県長崎市桜馬場 1 丁目 2 番 2 5 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
 (令和 5 年 8 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	26,129	I 流 動 負 債	2,251
II 固 定 資 産	18,626	II 固 定 負 債	18,423
1 有 形 固 定 資 産	14,227	負 債 合 計	20,674
2 無 形 固 定 資 産	75	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	4,324	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	14,081
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	24,081
資 産 合 計	44,755	負 債 ・ 純 資 産 合 計	44,755

様式4-2

法人名 医療法人 中田内科  
 所在地 長崎県長崎市桜馬場1丁目2番25号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和 4年 9月 1日 至 令和 5年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	55,487
2 事業費用	52,484
本来業務事業利益	3,003
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	3,003
II 事業外収益	5
III 事業外費用	52
経常利益	2,956
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	2,956
法人税等	93
当期純利益	2,863

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 中田内科  
 所在地 長崎県長崎市桜馬場 1 丁目 2 番 2 5 号

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和 5 年 8 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額 44,755 千円  
 2. 負 債 額 20,674 千円  
 3. 純 資 産 額 24,081 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	26,129
B 固 定 資 産	18,626
C 資 産 合 計 (A+B)	44,755
D 負 債 合 計	20,674
E 純 資 産 (C-D)	24,081

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 中田内科  
理事長 中田 雅也 殿

私は、医療法人 中田内科 の令和4年会計年度（令和4年9月1日から令和5年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年10月 9日  
医療法人 中田内科

監事 久野 篤子

